

令和元年 9月20日

大栄海運（株）

田部井 優介 様

愛媛県知事 中 村 時 広



一般建設業の許可について（通知）

令和 元年 9月 2日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	愛媛県知事 許可（般－1）第 18353 号
許可の有効期間	令和元年 9月 20日から 令和 6年 9月 19日まで
建設業の種類	とび・土工工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和6年8月20日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）